

平成20年4月から

# 新しい高齢者の 医療制度（後期高齢者 医療制度）が はじまります！

新しい制度の運営は  
都道府県に設置された  
「後期高齢者医療  
広域連合」  
が行います。



これまでは、75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は国保や健保組合などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月からは新たに独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。